

アルゼンチン主要紙による 戦前の日本移民をめぐる報道

Images of Japanese Immigrants in the Main Argentine Newspapers before World War II

今井 圭子
Keiko Imai

A century has passed since Japan began diplomatic relations with Argentina. This century has been a period of big challenges and changes for nation-building, modernization and development for both countries. To know Argentines' images of Japan, I have been analyzing the articles on Japan and the Japanese in the main Argentine newspapers as an effective research method. Before World War II, the main subjects reported and discussed about Japan were the Sino-Japanese War, the Russo-Japanese War and the issue of Japanese immigrants in Argentina. I have already published my research on the first two subjects; and so in the present article I examine the third subject, analyzing the articles in the main newspapers from the beginning of the 20th century to the early 1930s, when the subject was actively discussed.

As the main newspapers, I chose *La Prensa*, *La Nación* and *El País*. The first two are very well known representative newspapers in Argentina which began in the 1860s, and the third began publication at the end of the 19th century. These three newspapers delivered different points of view on Japanese immigrants in Argentina.

Discussion of Japanese immigrants had become active by the beginning of the 20th century, influenced considerably by the anti-Japanese movements in North America. *La Prensa* and *La Nación* expressed basically negative views on acceptance of non-European immigrants in order to integrate an ethnically homogenous society. On the other hand, *El País* expressed a

2 今井 圭子

positive view on introducing Japanese immigrants to Argentina. The three newspapers developed their comments respectively from the points of ethnic composition of the nation, the labor force issue in the process of economic development, social integration and stability. Here I analyze the articles with focus on the grounds of the different view points; and at the same time I make clear the strong influence of anti-Japanese movements such as the agreements and laws to restrict Japanese immigration to North America.

Despite these articles in major newspapers opposing Japanese immigrants, the Argentine government, in sharp contrast to North America and Brazil, did not adopt any special legislation to restrict or prohibit Japanese immigration to Argentina. The causes for this difference are found in the various inter-related factors, which should be studied in detail in future research.

．はじめに

1898年2月3日、日本がアルゼンチンとの間に日亜修好通商航海条約を締結し、国交関係を樹立してから1世紀余りが経過した。この1世紀は日本にとって、欧米先進諸国に追いつき国際社会に確固たる地位を築き上げるための試練と激動の時代であったが、またアルゼンチンにとっても独立後の国家統治機構の整備と経済開発に精力を注いだ挑戦の時代であった。

このように両国にとって国家基盤の形成、確立という重要な意味をもったこの1世紀の間に、アルゼンチンは日本に対してどのようなイメージをもち、日本についてどのように報道してきたのであろうか。この問題について筆者はアルゼンチンの主要紙を中心に同国の日本に関する報道を調べ、その主要なテーマに関して小論をまとめる作業に取り組んできた。そしてその成果の一部はすでに次の2本の小論、すなわち「アルゼンチンにおける日本認識 日亜修好条約締結当時のアルゼンチン主要紙にみる - 」⁽¹⁾と「アルゼンチンの主要紙にみる日露戦争当時の日本報道」⁽²⁾として出版されている。

本稿では上記2本の著作に続いて、戦前の日本に関する報道の主要なテーマであった日本移民論をとりあげ、以下その報道の内容を、当時のアル

ゼンチン社会および移民政策と関連させながら考察することにしたい。この日本移民に関する記事は、20世紀初頭以降紙面をにぎわすようになったアジア系移民問題に関連して報じられるようになり、その背景には北米における排日運動からの影響が少なからず読みとれる。ところで戦前の日本からアルゼンチンへ向かった移民は、ブラジルやペルーへの移民のような契約による集団移住ではなく、個々の自由渡航者の移住を中心に展開されてきたのであるが、そのことがアルゼンチンにおける日本移民の受けとめ方、そして移民政策にどのように関係しているのか、この点にも留意しながら新聞報道をみていきたいと思う。以上の問題関心から、本稿ではまず19世紀後半から1930年代にかけての北米への日本人移住と排日運動について述べ、さらにラテンアメリカへの日本人移住とアルゼンチンにおける移民政策、日本移民の実態を概観したうえで、同国の主要紙による日本移民の報道について考察していきたい。

・北米における日本移民と排日運動

1853年ペリー提督が浦賀沖に来航したその翌54年、日本は米国と日米和親条約を締結し、さらにその4年後の58年には日米修好通商条約を結んだ。そして同58年には矢継早にオランダ、ロシア、イギリス、フランスの国々とも修好通商条約を締結した。これら一連の条約により、日本は中国、オランダ以外の外国との交易および同外国人の渡来と、日本人の海外渡航を禁じた鎖国政策を撤廃し、広く世界に向かって門戸を開放することになった。そして1866年には海外渡航禁止令が廃止され、230余年にわたって小さい島国に閉じ込められていた日本人に対して、海外渡航、海外移住への窓が開かれることになったのである。とはいえ、当時日本人が入手できた外国の情報はきわめて乏しく、海外移住はいうに及ばず、短期的な海外渡航でさえ、一般の国民にとっては現実性の乏しい遠い世界の話であった。

そうしたなか、1868年にグアム島とハワイを合わせて195人が移住し、近代日本にとっての海外移住の幕が切って落とされた。その後1884年には日本はハワイと移民条約を締結し、日本移民は初めての官約移民としてハワイの砂糖農園で働くことになった。こうして条約に基づく本格的な移民が開始され、ハワイへの官約移民は1894年に廃止されるまで25回にわたっ

4 今井 圭子

て送り出された。その数は計2万8000人を数えるまでに増加し⁽³⁾、官約移民廃止後も民間会社による移民の送出が続いたのである。ところが1898年にはハワイが米国に併合され、1900年にはハワイにも米国の移民法が適用されることになり、その結果としてハワイへの契約移民送出が禁止されることになった。こうしてハワイ移住の道が一時閉ざされることになり、そのかわりに北米向けの日本移民が増加していった。その数は1880年代10年間の2万人強から90年代には11万5000人、20世紀初頭の10年間には11万6000人、1910年代には10万5000人と10万人を突破し（第1表）、その多くが米国西海岸諸州に向かった。

第1表 時代別・地域別日本移民数（1868 - 1945年）

（単位：人）

	1868 - 1880	1881 - 1890	1891 - 1900	1901 - 1910	1911 - 1920	1921 - 1930	1931 - 1940	1941 - 1945	合計
北米等	901	20,450	114,617	116,159	105,302	48,371	5,609	-	411,409
ラテン アメリカ	-	-	792	19,597	40,774	85,329	96,129	1,551	244,172
東南アジア	-	-	1,314	11,173	21,199	26,336	27,636	520	81,768
満州開拓	-	-	-	-	-	-	144,760	125,247	270,007
合計	901	20,450	116,723	146,929	167,273	160,036	274,134	127,318	1,013,764

（注）1．1868年から1898年までは旅券交付数からの統計。

2．支那本土及び満州に対する移住は、旅券なしで行なわれたので、その数を把握することができない。ただ満州開拓計画によって行なわれた農業移住は、昭和7年の開始以来記録されているので、それだけを収録した。

（出所）外務省領事移住部『わが国民の海外発展 移住百年の歩み（資料編）』1971年、137頁。

ところで北米における日本移民排斥の動きはすでに1890年代からカリフォルニア州を中心に太平洋岸で始まっており、黄色人種の増加が禍をもたらすとする黄禍論が鎌首をもたげていた。黄禍論は日本移民だけでなくアジア系移民全体に対するものであったが、その背景には低賃金での苛酷な労働に耐えるアジア系移民によって就労の機会を奪われたり、労働条件を切り下げられるなど就業機会をめぐって彼らと競合していた白人の下級労働者や貧困層、いわゆるプアーホワイトの存在があった。排日運動は日本移民の数が増加するに伴い激しさを増し、新聞には度々排日論が掲載されるようになった。その例を1900年、日本移民の多くが入港したサンフランシスコの新聞報道にみてみよう。

日本人は執拗で狂暴で、生活態度は支那人に劣る。彼等は公序良俗を亂し、泥酔して賭博に耽溺す。斯様の徒は支那人と同様條約に依って禁止すべきである⁽⁴⁾。

日本人は今日加州に一萬五千居るが、彼等は支那人の半分の賃金で働く。彼等が宿借りをする時には、決して肉を食はないが、一度家庭奉公に入れば肉であろうと何であろうと貪り食ふ。家内使用人としての彼等は全く無責任放埒の極を盡し、何等義務の觀念と云ふものを持たない⁶⁾。

支那人は渡米後何處でも自國の着物を固守するのに、日本人は忽ち米國の服装に改めるから、米人との見分けがつかなくなって危険だ⁶⁾。

排日運動が広がるなか、サンフランシスコ市当局は1906年日本人の学童を集めて隔離し、また1907年にはバンクーバーで日本人や中国人を襲撃する事件が発生した。その結果カナダ、米國兩國政府は日本政府に対して自國への移民送出の自主規制を要求するところとなり、それを受け入れて1907、1908各年にはカナダ、米國との間に移民に関する日米紳士協定が締結された。同協定に沿い、日本政府は、日本人の一般労働者に対する米國本土への旅券発行を自主規制することにより、米國への日本移民の削減に努めた。

こうした政策によって当面のところ米國の排日運動は一段落したかにみえた。しかし日米紳士協定によっても日本移民の流入が減少しないと主張するカリフォルニア州政府は、1913年外国人に土地所有を禁止する外国人土地法を制定し、日本移民が土地所有者へ昇格する道を塞ぐと同時に、その借地に対しても制約条項を規定した。この法律は実質的には日本移民を主たる対象とするものであった。それに加えてさらにカリフォルニア州政府は1920年、排日土地法を制定し、日本移民に対する借地禁止を盛り込んだ。こうしたカリフォルニア州の排日政策は近隣諸州にも影響を及ぼし、それにさらなる追い打ちをかけるように、1924年連邦政府はクーリッジ大統領の下で割当移民法を制定した。同法は日本人を米國に同化しない人種として帰化不能外国人と判断し、日本移民の入國を全面的に禁止する旨定めたのである。こうした厳しい規定を盛り込んだこの法律は、別称排日移民法と呼ばれている。

一連の排日運動、排日政策のなか、日本から北米へ向かう日本移民の数は1920年代には4万8000人へと大きく減少し、さらに1930年代には6000人弱へと激減した(第1表)。こうして北米から締め出されることになった日本人は、新たな移住先としてラテンアメリカに目を転じ、この地域に向けて多くの移民を送り出すことになったのである。

・日本人のラテンアメリカ移住とアルゼンチン

1866年の海外渡航禁止令廃止後初めてラテンアメリカへ移住した日本人について、1886年、船員として働いていた外国船に別れを告げ、ブエノスアイレスの港に下り立ったとされる牧野金蔵青年をその第1号とする説が有力である。牧野青年はこの時只一人、自由渡航者としてアルゼンチンへ移住したのであったが、その後続く日本移民の多くは、契約移民、集団移住者としてラテンアメリカに渡ったのである。その草分けの集団移住が1897年メキシコの檀本植民地への34人の移民であり、次いで1899年には790人がペルーの砂糖黍農園へ、また1908年には781人がブラジルのコーヒー農園へ契約移民として集団移住した。

20世紀に入り北米の排日運動が激しくなるなか、ラテンアメリカへの日本移民は年とともに増加し、20世紀初めの10年間に2万人、1910年代に4万1000人、1920年代、1930年代にはそれぞれ8万5000人、9万6000人へと大幅に増加し、1920年代にその数は北米移民のそれを超えた(第1表)。満州開拓移民を除くと、1920、30年代のラテンアメリカは日本にとって最大の移民送出先であり、過剰人口を抱えた日本にとってきわめて重要な地域であった。

ここで戦前におけるラテンアメリカへの日本移民について、日本からの渡航者数でおさえておこう。第2表からわかるように、1899年から1941年

第2表 戦前のラテンアメリカへの日本人移住者数

(1899 - 1941年) (単位: 人)

国名	移住者数
ブラジル	188,986
ペルー	33,070
メキシコ	14,476
アルゼンチン	5,398
その他	2,606
合計	244,536

(出所) 外務省領事移住部、前掲書、
140 - 141頁。

までにブラジルへは18万9000人、ペルーへは3万3000人、メキシコ、アルゼンチンへはそれぞれ1万4000人、5000人が移民として渡航し、ラテンアメリカ全体では24万5000人を数えるまでに至った。

ところで日本移民をもっとも多く受け入れてきたブラジル、ペルー両国へは、日本人は先にも述べたように、主として契約による集団移住というかたちで労働者として入国したのに対して、アルゼンチンの場合は契約移民ではなく自由渡航者として移住したのであった。自由渡航者は契約移民とは異なり、移住に関する情報、渡航費および移住先での当面の生活費、就職先などすべて自分で準備、対処しなければならず、当然のことながら、当時の日本からは自由渡航者として直接アルゼンチンに向かう移民は少なかった。しかしブラジルやペルーに移住した移民のなかからアルゼンチンに移り住むいわゆる転住組が増加し、こうした転住者が加わってアルゼンチンにおける日本移民が増加していったのである。

このように日本人のラテンアメリカ移住は、契約移民と自由移民という異なった二つの形態の下で進められてきたのであるが、この点に留意しながら戦前のブラジル、ペルー、アルゼンチン3カ国における日本移民の就業構造を比較してみよう。第3表から1935年10月現在についてみると、日本移民の数をもっとも多いブラジルでは90%近くが農業に従事しているが、ブラジルに次ぐ移民数を有するペルーでは60%がサービス業、34%が農業に従事し、両者あわせて90%を超えている。それに対してアルゼンチ

第3表 ラテンアメリカ3カ国における日本移民・日系人の就業分野

(1935年10月現在) (単位: 上段 人、下段 %)

	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公務・自由業	家事使用人	その他	合計
ブラジル	34,753 (89.4)	79 (0.2)	2 (0.0)	920 (2.4)	1,869 (4.8)	251 (0.6)	574 (1.5)	301 (0.8)	131 (0.3)	38,880 (100.0)
ペルー	2,817 (33.5)	3 (0.0)	- (-)	554 (6.6)	4,684 (55.7)	33 (0.4)	143 (1.7)	178 (2.1)	4 (0.0)	8,416 (100.0)
アルゼンチン	1,038 (30.3)	- (-)	- (-)	1,138 (33.2)	886 (25.9)	117 (3.4)	51 (1.5)	134 (3.9)	60 (1.8)	3,424 (100.0)

(出所) 外務省領事移住部、前掲書、170 - 171頁。

ンの場合は農業、工業、サービス業が各ほぼ3分の1ずつを占め、就業構造が3分野に分散されている。戦前の日本からラテンアメリカへ向かった契約移民の多くは農業労働者として移住したため、移住当初は農業への就業者が大半を占めていたが、その後の就業構造については、ここでとりあげ

たブラジルとペルー 2カ国の間でもかなりの相違が生じている。すなわちブラジルの場合はその後も日本移民の大半が農業に留まったのに対して、ペルーの場合は、農業分野で働いて小金を貯え、都市に移り住んで小さな店を持ち商売を営むなど、主として商業を中心とする農業以外の分野への従事者が増加し、それが農業従事者を大きく上回るに至っている。他方アルゼンチンのように契約による集団移住のかたちをとらない移住の場合は、移民各人が自らの技量と才覚、そして縁故関係によって就職先を探したのであり、そのことが就業構造を多様化させる要因になったと考えられる⁷⁾。

・アルゼンチンの移民政策

アルゼンチンにおける日本移民に関する新聞報道について考察する前に、この国の移民政策の概要をおさえておこう。アルゼンチンは周知のように広大な国土に恵まれ、その大半が温帯に位置する国である。日本の8倍近い国土面積をもちながら人口は少なく、独立間もない1819年には人口総数は53万人にも満たなかった。したがって独立後の国家建設において、如何にして人口を増やしかつその資質を高めていくかは、政府にとってきわめて重要な政策課題であった。1853年に制定されたアルゼンチン憲法の起草に重要な役割を果たし、「南米のトーマス・ジェファーソン」と呼ばれるファン・パウティスタ・アルベルディ (Juan Bautista Alberdi 1810-1884) は、今日でもよく引用される次のような有名な言葉を残している。それは「アメリカにおいては統治は植民なり」⁸⁾という一節で、国造りにおける積極的な移民受入政策の緊要性を提唱して次のように述べている。「国の建設にとって先決問題は植民である。国民と国家は同意語である。住民のいない土地は、村でも国でもない。それは無人の地ではない。人口は人口を生む。すなわち人口は自然増、そして移民増によって増加していく」⁹⁾。

また移民導入については質のよい移民を選択的に受け入れることの重要性を強調し、その条件として、労働の習慣を身につけ継続的に就業できること、労働の目標に対してたんに習慣的に反応するだけでなく研究心に富んでいること、さらに植民地の制約・独占的緊縛から解放され自由である

ことなどをあげている。すなわちアフリカから大量に奴隷を導入し、使い捨て労働力として酷使するような政策は、真の意味での国の発展をもたらさないのであり、求められるのは規則正しい労働習慣を身につけ、教育・技術訓練を受けた近代的労働者であるとしている。そしてこうした条件を備えた移民の供給地は、イギリス、フランス、スイス、ドイツなどヨーロッパ先進諸国とイタリア、北スペインなどであり、アルベルディはヨーロッパ移民を選別的に受け入れる移民政策の実施を提唱したのである⁽¹⁰⁾。

ところでアルベルディは独立後のアルゼンチンにおける国家建設に思想面でも実践面でも大きな役割を演じた思想家であり、その思想は移民政策にも色濃く反映されている。移民政策は後述するように、1853年に制定されたこの国の憲法にも盛り込まれており、その移民受入策は奴隷制の廃止を前提とするものであった。すなわち隣国ブラジルでは1880年代まで奴隷制が維持されたのに対して、アルゼンチンではすでに1812年に奴隷輸入禁止令⁽¹¹⁾が出されており、1813年には奴隷から生まれた子を奴隷の身分から解放するなど、奴隷制廃止に向けての立法化が進められていた。そして最終的には1853年憲法の第15条に次のような奴隷制全廃の宣言が盛り込まれた。

アルゼンチン連合内に奴隷は存在しない。現存する少数の奴隷は本憲法発布の時から自由の身となる。(中略 - 今井)すべての人身売買契約は犯罪であり、その責務は契約当事者およびそれを認可する公証人あるいは官吏に帰される⁽¹²⁾。

そしてこの条文に加えてさらに1860年、同条に次のような条文が付け加えられた。すなわち「如何なる方法によって国内に移入された奴隷も、アルゼンチン共和国の領土内に足を踏み入れたという事実だけで自由の身となる」⁽¹³⁾とする規定である。こうして奴隷制を廃止し、奴隷解放を断行したアルゼンチンは、奴隷にかわって近代移民をヨーロッパから大量に受け入れる政策を導入していったが、そのような移民政策の基本理念は1853年憲法の序文の中に以下のように盛り込まれている。

アルゼンチン連合の国民を代表する我々は、それを構成する諸州の意志と選挙に基づいて憲法制定議会に参集し、既存の協定を遵守し、我々と我々の子孫のため、また

アルゼンチンの地で生活することを欲する世界のすべての人々のために、国家の統合を達成し、正義を保障し、国内の平和を確保し、公共の防衛体制を整え、全体の安寧を促進し、また自由の恩恵を確保することを目的として、あらゆる道理と正義の源泉である神の御加護を祈りつつ、アルゼンチン連合のため、この憲法を命じ、起草し、制定するものである⁽¹⁴⁾。

さらに序文を受けて第25条では移民受入について次のように規定している。日く「連邦政府はヨーロッパ移民を奨励し、土地の耕作、工業の振興、科学および芸術の普及と指導を目的とする外国人に対して、アルゼンチン領土内への入国の制限、あるいは課税をしてはならない」⁽¹⁵⁾と。

この憲法の序文と第25条は、移民の受入に関して次のような規定を盛り込んでいる。すなわち序文は「アルゼンチンの地で生活することを欲する世界のすべての人々のために」と規定しており、第25条は「連邦政府はヨーロッパ移民を奨励し」と規定している。ところでこの二つの規定は、解釈の仕方によっては異なった内容を定めているともとれる。すなわち前者を重視すれば、世界のあらゆる国、地域から人種の差別なく移民を受け入れることになり、他方後者を重視すれば、ヨーロッパ移民を積極的に受け入れ、他地域からの移民は奨励しないということになる。この点が後述する主要紙による日本移民論で問題とされる。

ところで現実にはヨーロッパ移民受入のため、アルゼンチン政府は次のようなさまざまな政策を実施し、その導入に努めた。すなわちヨーロッパ諸国に使節団を派遣して移民誘致に努め、また移民に対する税の免除や軽減措置、渡航費助成、定住と耕作を条件とした土地供与と農機具の貸与、入国後の当座の宿泊施設と食事の供与などの優遇措置を講じたのである。そして1876年には移民入植法（法律第817号）が制定され、その第4条でヨーロッパとアメリカにアルゼンチン移民受入のための特使を任命すること、第12条で「品行方正で適応力のある60歳未満の外国人労働者、職人、企業家、農民あるいは教員で、2等または3等の船賃を支払った者、あるいは国ないし州、または移民誘致と入植を斡旋する民間会社によって船賃を支払われた者で、蒸気船あるいは帆船で定住するためにアルゼンチン共和国へやって来た外国人すべてを、本法が定める移民とみなす」⁽¹⁶⁾と規定している。さらに第18条ではヨーロッパの港から出航する船舶で、40人以上

の2等、3等船客を輸送する船は移民船とみなされ、この法律が定める移民はさまざまな優遇措置を享受することができる、と規定している。

こうした移民に対する優遇措置は2等、3等船室の乗客を確保して移民船の認定を受けようとする船会社をふやし、それは2等、3等船賃のダンピングを招き、さらにはヨーロッパ人以外の2等、3等船客を増加させる結果を招いた。後述するように、これが非ヨーロッパ移民、とりわけアジア系移民を排斥する新聞報道をもたらす一つの引き金となったといえる。

このようにアルゼンチン政府の移民政策は、ヨーロッパから質のよい移民を契約に縛られない自由移民として受け入れ、彼らが自らの能力と才覚、資力によって生計の道を切り開き、国家の発展に寄与することを期待するものであり、そのことはとりも直さずヨーロッパ移民を呼び水とする白人国家の建設をめざすものであった。しかし現実には憲法も1876年の移民入植法も、ヨーロッパ移民と非ヨーロッパ移民の明確な差別や入国の禁止を規定しておらず、現実に非ヨーロッパ移民の数が増加する過程で、非ヨーロッパ移民、すなわちアジア系移民受入の是非をめぐる論議が紙面で展開されるようになった。日本移民論をめぐる記事も20世紀初めごろから掲載されるようになったが、その背景には、次にみるような北米における排日運動からの影響が少なからず影を落としていたのである。

・アルゼンチン主要紙にみる日本移民論

アルゼンチンにおける新聞発行の歴史は古く植民地時代にまで遡り、独立後は多くの新聞が生まれ、そしてその多くが廃刊となった。これらの新聞のなかで130年を超えて現在に至るまで発行され続けているのが『プレッサ』(「新聞」の意)と『ナシオン』(「国家」の意)であり、両紙は高い情報収集力と客観的報道で世界的にも優れた新聞として評価されてきた。『プレッサ』は1869年、『ナシオン』は1870年にいずれもアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで創刊された。『プレッサ』の創刊者は、パラグアイ戦争⁽⁷⁾のための傷病兵救護協会を設立し、後に新聞王として巨万の富を築いたホセ・C・パス(José C. Paz)である。他方『ナシオン』の創刊者は政治家、軍人、ジャーナリスト、そして1862年から1868年にかけてアルゼンチンの大統領として活躍したバルトロメ・ミトレ(Baltolomé Mitre)であ

る。その日刊発行部数については『ブレンサ』が1920年代に30万部⁽¹⁸⁾、『ナシオン』が1920年代末に30万部⁽¹⁹⁾を超えていたとされ、両紙はアルゼンチン国内のみならず、スペイン語圏においてもトップクラスの有力紙であった。

本稿ではこの二紙に加え、もう一紙『パイス』(「国」の意)をとりあげ、その日本移民に関する報道を紹介することにしたい。『パイス』は『ブレンサ』や『ナシオン』のような有力紙ではないが、これら二大紙とはかなり異なった性格をもった新聞である。創刊者は、1890年の大不況で経済運営に行き詰まったセルマン大統領の後任として1890年から1892年にかけて大統領を務め、金融危機を巧みに乗り切って経済再建に貢献したカルロス・ペレグリーニ(Carlos Pellegrini)で、彼は新興寡頭勢力のリーダーとして政治活動を展開し、従来上層階層に独占されていた政治に対して、より広い層の国民参加を可能とする政治体制の導入をめざした人物である。『パイス』は彼が19世紀末ヨーロッパへ視察旅行に赴き、そこで労働運動やアナーキズム、社会主義、共産主義などの思想、運動に接した後帰国し、程なくしてブエノスアイレスで創刊した新聞である。『パイス』は『ブレンサ』、『ナシオン』ほどの発行部数を獲得するまでには至らなかったが⁽²⁰⁾、日本移民については両紙とはかなり異なった見解を示しており、アルゼンチンにおける日本移民観を比較するうえで重要な論点を報じているので、本稿ではこの三紙をとりあげることにした。

1. 『パイス』紙による報道

日本移民に関する記事が目につくようになるのは、20世紀初葉からである。その背景には北米における排日運動の影響が色濃く影を落としている。前述したように、日本移民排斥の気運が高まるなか、1907、1908の各年、日本はカナダおよび米国と移民送出を自主規制する紳士協定を締結し、排日の動きを鎮静化させようとした。こうして北米への移住が狭き門となるなか、他方で日本政府はラテンアメリカへの日本人移住の促進をめざしていた。しかし日本からアルゼンチンへ向かう移民は数少なく、外務省領事移住部の資料によると、在亜邦人数は転住組も含めて1904年に5人、1909年に27人とされている⁽²¹⁾。

ところでこのように在亜邦人がきわめて少数でありながら日本移民をめ

ぐる新聞報道が多くなっているが、そのなかからかなり長文でまとまった議論を展開している記事を取りあげ、紹介しておこう。まず1908年1月22日の『パイプ』に掲載された記事からみていこう。この記事が掲載された当時、日本政府はアルゼンチン政府に対しても移民送出のための働き掛けを行っていたのであるが、ここで紹介する記事は、そうした状況のなか、アルゼンチンが日本からの農業移民を受け入れるべきか否かについて次のように報じている。

日本移民について慎重にその利害得失を検討したい。そしてすべての成果とすべての相互利益の可能性を総合的に判断したうえで、我々は日本移民の受入に賛成であると公言する。土地を耕すという仕事には、何にも増して鋼のような筋力と障害を乗り越える強い精神力をもったエネルギーで意志堅固な人間が不可欠である。(中略 - 今井)日本人は他の何者にも増して農民であり、彼らはパンを求めて土地を奥地まで切り開くという特性を備えている。(中略 - 今井)日本人は健康で男性的、かつ勤勉で、我々がまさにその伝染から逃れようと警戒している腐敗や怠惰の悪弊とは無縁である⁽²²⁾。

この記事に加えて『パイプ』はさらに自由移民と呼び寄せ移民について、1905年9月19日の新聞で以下のように報じている。呼び寄せ移民は移住国へ「到着すると、収益性の高い有益な仕事に就き、移住後程なくして呼び寄せ移民のために切符を買い、親戚縁者に送るという方法で、国庫から何らの支出もなく移民を何倍にもふやし、そしてまた彼ら自身で住まいをさがし、居所を定めるのである」⁽²³⁾。このように好ましい移民受入方法として報じられている呼び寄せ移民は、自由渡航者として移民を送り出し、移住先である程度生活の目処が立つと、その移民が親戚縁者を呼び寄せ、新来移民の生計を立てるためのさまざまな世話をするという移住方法であり、第2次世界大戦前までの日本人はこうした自由移民と呼び寄せ移民としてアルゼンチンへ渡ったのである。他方ヨーロッパ移民に対しては、前述したようにアルゼンチン政府は渡航費の助成、定住と耕作を条件とした土地提供、農機具の貸与、そして入国当座の宿泊施設と食事の供与など、手厚い優遇措置を講じたのである。このように受入のための出費がかさんだヨーロッパ移民に対して、こうした助成の恩恵に浴することなく、自ら

の才覚と同胞相互の扶助によって移住先での生活基盤を築いていった日本移民は、アルゼンチンにとってコストのかからない、効率のよい働き手であったのである。

労働者向けの記事にかなりの紙面を割き、労働者の読者も多かったと思われる『パイス』に、こうした日本移民に対する好意的な論説が掲載されていることは、北米での排日運動が、白人労働者やプアーホワイトと呼ばれる人々と日本移民との間の経済的競合関係に根ざしていたことを考慮すると、とりわけ興味深い事実として浮かび上がってくる。

2. 『ナシオン』紙の報道

20世紀初葉、一方で前述の『パイス』のような親日的論説がみられたのに対して、他方では北米の動きに刺激されたアジア系移民排斥や排日の記事も掲載され、むしろ後者の方が多数を占める勢いであった。1909年10月7日の『ナシオン』は、「アルゼンチンにおける日本移民」の見出しで近年の北米における排日運動に言及しながら、それがラテンアメリカへの日本移民の大流入をもたらすことを危惧し、加えて日本政府がアルゼンチンへの移民送出を求めて交渉を迫っていることを警戒する論説を載せている。そして結論としてアルゼンチンは日本移民に対して国を開くべきではないとして次のように述べている。

曰く「我々は日本人がアジアに留まることを欲する。彼らは慣習、信仰、人種いずれにおいても我々とは全くあい反する存在なのである」と⁽²⁴⁾。

さらに1912年6月24日の『ナシオン』は、近來のアジア系移民流入増を危惧しながら、「アジア移民 - 移民局の回書は好ましくないと判断」と題して大きなスペースを割き、次のように報じている。すなわち最近ヨーロッパ＝アルゼンチン間の船賃に関して、船舶輸送業界における競争の激化により値引き合戦が続いており、政府は過度の競争を回避するため、1911年8月25日付けの政府決定でブエノスアイレスからヨーロッパまでの運賃の最低ラインを75ペソに決定した。しかしながら現在3等運賃は12ペソまで低下している。こうした安い運賃はアジアからの移民増加の引き金となり、入国するアジア系人種の数が増加の一途を辿っている。そのことはアルゼンチンの社会秩序に複雑でデリケートな問題をもたらしている、と。そしてまたこれに続けて、近年ごく短期間にインド生まれの3等船客

の到着が増加してきたことを指摘しながら、以下のようなアジア系移民排斥論を展開していく。

これらインド人は、労働に対する特別の適性をもったヨーロッパ移民にだけ滞在が許されている改装済みのホテルに、考えられないようなずうずうしさで入館を要求するが、これにはまったく驚き呆れてしまう。こうした要求に対してある人々は、移民入植法の第4条と第18条を無視し、同法の第12条を持ち出す。さらにこれらの人々はアルゼンチン憲法の第25条を完全に忘れている。この第25条は「連邦政府はヨーロッパ移民を奨励し…」と定めている。(中略 - 今井)アルゼンチン国民は、全国土にわたって同質の人種による人口密度の高い精緻な国家が建設されることを望んでいる。そしてそれがすべての人々を常に緊密に結びつける親密な関係に根ざした統一をもたらし、さらに純粋さと同質性から引き出される活力をもって、もっとも裕福で繁栄した強力な文明国に匹敵する高い地位を獲得することを切望している(中略 - 今井)。

ヨーロッパ人とアジア人の混血は、外見上また道徳上はさらにきわめて悪い結果をもたらすとされている。そのため我々の憲法起草者は十分な検討を加えた後、国家の偉大な将来を手中におさめるために望まれる人種形成上の方策は、ヨーロッパ人同士の婚姻による唯一の人種からの直系子孫を残すことであると考えたのである。憲法第25条はそのことを明確かつ断定的に宣言し、規定している。移民法はそうした憲法の条文を補足するものである。(中略 - 今井)それらの人種(黄色人種、黒人、マラヤ、オセアニア人種)の国民性、信条、慣習、適性を研究した結果、これら人種の入国は国益に何ら貢献しないことが明らかであり、したがってちゅうちゅうすることなく即座に彼らが我が共和国へ到来することを阻止しなければならないと確信した。

最近やって来たインド人は、その無能さと天性の怠け癖のため定職をみつけることができない。彼らは農民だと自称するが、鋤や鍬、つるはしの使い方も知らない。(中略 - 今井)我々は彼らを排斥しなければならない。何故なら、もし容認すれば、自国で飢えに苦しむこれらの何百万という人々が、おそらく近い将来我が国に侵入し、実った畑が、イナゴの大群により瞬く間に貪り食われるように、彼らによって我々は人種的同質性を失い、至上の国家が消滅するという事態に身を晒すことになるであろう⁽²⁵⁾。

このように述べて『ナシオン』は、アジア人はアルゼンチン国家が「有用とする仕事にとって無用なのである」⁽²⁶⁾と結論づけている。ここに取り

あげた『ナシオン』の記事は、アジア系移民の問題を国家のあるべき姿を問う視点から論じている。すなわちヨーロッパ系人種による白人国家の建設をめざすことがアルゼンチンの平和と発展、そして社会的安定をもたらすのであり、そのためにはヨーロッパ移民を選別的に受け入れ、人種の同質性を確保しなければならないとして、アジア系移民の受入に強く反対するのである。この議論は、憲法第25条と移民入植法の第4条、18条に立脚するかたちで展開されている。ヨーロッパ移民を選別的に受け入れるか、あるいはすべての人種に対して門戸を開くか、この二つの見解については、前述したように、憲法の第25条と序文、そして移民入植法の第4条、18条と第12条の条文に両方の解釈を可能にする内容が含まれている。『ナシオン』の記事は、これらの条文をヨーロッパ移民の選別的受入を規定したものととして解釈し、それに立脚してアジア系移民排斥、日本移民排斥を主張しているのである。

3. 『ブレンサ』紙の報道

『ブレンサ』もアジア系移民排斥の記事を載せており、ここではそのなかで1913年11月10日、「アジア系移民」という見出しで掲載された大きな記事を取りあげることにする。

最近我が国には新聞で取りあげられるが、必要とされている程には世論や政府の関心を引かない問題がある。しかもそれらは時折、国民大衆の利益拡大だけでなく国の安全にも関わる重大な問題となる。(中略 - 今井) そうした問題のなかでとりわけ重要なのは、アルゼンチン共和国への中国および日本からの移民であり、それはかなりの数に達している。ブラジルへの日本移民の数は何千人にも及び、彼らはブラジルに入国した後、程なくして我々の国に移住する。そして新聞は、中国人の資本家がひたすら黄色人種入植のための基地確保という目的のために土地を求めていると報じている。ところでこうした事実に対して、我が国の世論は無関心であってよいのであろうか。国家権力は国のこのような危難や利害に対して無責任であることが許されるのであろうか。(中略 - 今井)。

米国と東洋諸国間の対立は、黄色人種の受入がたんに制度や社会的危険をもたらすだけではないことを示している。というのは、東洋人があまりにも低賃金で働くので、国内労働者やヨーロッパ人労働者が排除され、経済的対立が極度に深まっている

からである。カリフォルニアのアジア系移民に関する問題は主に日雇い労働者をめぐる対立である。中国人や日本人は彼の地で、わずかな賃金でも工業労働者としてあるいは農民として、またさらにはあらゆる種類の仕事をこなす労働者として働く。そして彼らは低賃金に甘んじるがゆえに他のどの労働者よりも好まれるのである。こうした事態は社会の危機、対立、抗議、大衆や議会の示威運動、そしてさらには国際紛争をももたらしている。米国やその他の太平洋岸の国々は、ブラジルが現在犯している同じ過ちをすでに経験している。それはこれらの国々の人々がまだ充分組織されず、国民として形成されていないのに、アジア系移民に対しても対等に門戸を開いたという過ちである。(中略 - 今井)。

この国(アルゼンチン - 今井)のようにアジア系移民を簡単に受け入れることが根本的間違いである。程なく彼らとヨーロッパ移民との対立が起こり、また我々が回避しようとしてきた民主主義への下等な要素の混入を追認せざるを得なくなるだろう。(中略 - 今井) アルゼンチンの副大統領が(中略 - 今井)日本、中国および他のアジア諸国に対して移住禁止の措置をとることに同意しているが、それは時宜を得た行為である。(中略 - 今井) 移民に対するこうした政策は、貿易関係には影響を及ぼさない。我々は黄色人種による移民国家の建設をめざしていないが、移民を受け入れることなくこれらの国々と交流することは可能なのである⁽²⁷⁾。

前にみた『ナシオン』のアジア排斥論および排日論と同様、この『プレンス』の論説もアルゼンチンがめざすべき理想の国家像を、ヨーロッパ人およびその子孫によって形成される人種的に同質な国造りに求めており、その実現のためには黄色人種の移民を受け入れるべきではないと主張している。そしてまた『プレンス』は、北米やオセアニアにおけるアジア系移民禁止政策の背景にあるアジア系移民と白人との経済対立、さらにはそれによってもたらされる社会不安、政治問題、国際紛争に注目し、それが他国のことではなく、早晩アルゼンチンにも降り掛かる危難であると捉えている。日本の外務省領事移住部の資料によれば、1914年当時の在亜邦人は未だわずか683人とされており⁽²⁸⁾、これが若干過少な推計であったとしても、『プレンス』のこの論説が危惧するような状況が生起することは想像し難い人数である。こうした事実からも、このような主張の背後には米国やカナダにおける排日論の強い影響を読みとることができるのである。

『ナシオン』、『プレンス』というアルゼンチンを代表する二大紙が排日

論を報ずるなか、日本政府も在亜邦人も移住国との摩擦を起こさないようさまざまに配慮し、またアルゼンチン側は第一次世界大戦期を除く1920年代まで、経済開発を推し進めるために大量の移民を受け入れ、彼らに就業機会を提供してきた。そうした状況のもと、現実には日本移民は就業機会をめぐって地元労働者と深刻な経済対立に追い込まれることもなく、また激しい排日の世論が火を噴くこともなかった。

しかし1929年の世界恐慌はアルゼンチン経済にも甚大な影響を及ぼすことになり、著しい不況のなかで失業問題が深刻化していった。そして移民の流入数は減少し、反対に流出数が増加していった。こうした状況のなかで1931年5月12日、『ブレンサ』は「南アメリカの日本移民」と題して次のような論説を掲載している。

年間6艘の特別輸送船で5万人の日本人が南米に送られている。(中略 - 今井)現在までのところ日本移民は主にブラジルと太平洋岸に送られ、我が国へ到着する人数は少ない。しかし彼らがアルゼンチンに移動してくることは起こりえないことではない。(中略 - 今井)イギリスの植民地やオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、カナダは完全に日本移民を禁止した。米国は最初それを制限し、次いでそれを「紳士協定」によって禁止した。(中略 - 今井)米国における日本移民排斥の理由は二つある。一つは日本移民のより低い賃金で満足する憤ましさで、それが白人労働者に不平等な競争をもたらし、労働者の生活水準を下げる恐れがあること、またもう一つは彼らが自らの生活習慣と言語を固持し、新しい移住国の国民であることを意識せず、その社会の一員であると認識しないで遊離し、同化に抵抗していることである。

ところでこれら二つのことはブラジルには存在しないようである。彼の国では、第1点についてはブラジル人の生活水準自体が低く、黄色人種の入国による生活の変化で苦しむことはないであろうし、第2点に関しては移民は同化し、日系二世はもはや日本人ではなくブラジル人になっている。(中略 - 今井)生産者としての彼ら(黄色人種 - 今井)の行動はすばらしく効率的であり、短期間にサントスが最大の輸出港の一つとなったのは、米の偉大な作り手である日本移民の御蔭である。サンパウロ州における彼らの仕事は、彼ら进行评估するために引用されるべき論拠の一つであり、ゆえにこの問題(日本移民 - 今井)は米国と同じ観点から考えることはできないという結論に達する。(中略 - 今井)すなわち日本移民はある国々では望ましくないとされたとしても、また他の国々では有用な存在とされうるといことなのである⁽²⁹⁾。

この論説は、日本移民の評価が北米とブラジルで大きく異なると論じ、北米で排日の理由とされた低賃金労働による経済対立と、現地社会へ同化しないといった問題が、ブラジルでは違った結果をもたらしているとする。そして日本移民の勤勉さとブラジル社会への同化を高く評価し、日本移民はブラジルにおいては有用な存在となっているとしている。これは前述の『プレスサ』の論説とはかなり異なった日本移民論であり、日本移民の有用性は受入国によってさまざまであると結論づけている。時の経過とともに、日本移民論の変化が読みとれる。

ところでアルゼンチンでは1929年恐慌後の不況が長引くなか、1932年に移民制限法が制定され、移民の流入が調整されることになったが、この法律には何ら日本移民排斥の規定は盛り込まれなかった。それどころか1935年には外務省の農業および商業分野の実習生送出しが開始され、1941年日米開戦によって中止されるまで、116人の日本人実習生がアルゼンチンへ渡ったのである。

・ 結びにかえて

アジア系移民に関する『パイス』、『ナシオン』、『プレスサ』の報道にみられるように、アジア系移民排斥の気運が高まるなか、日本政府が1907、1908両年に移民の送出しを自主規制する紳士協定を締結した前後、アルゼンチンにおいてもアジア系移民受入をめぐる政策論議が紙上で展開されている。『パイス』が日本移民受入賛成論を唱えているのに対して、二大有力紙の『ナシオン』、『プレスサ』両紙とも反対論を展開し、ともにアルゼンチンがヨーロッパ移民を奨励し、白人国家の建設をめざしているという憲法第25条の解釈に依拠し、有色人種の移民が増えれば国民の資質が低下し、国家の統合、国民のアイデンティティ形成、治安の維持、経済開発などに大きな問題が生じるであろうと論じている。そして東洋人の勤勉さ、低賃金でも苛酷な労働に耐えるという資質が逆にアルゼンチンにおいては禍をもたらす、自国民やヨーロッパ移民との摩擦を生み出すであろうと警告して、アジア系移民受入を制限、禁止すべきであると提言している。

ところでこうしたアジア系移民、有色人種の排斥は、『プレスサ』の報道にも述べられているように、世論や政府はそれ程問題視していたわけで

なく、むしろ新聞が煽っている感が強い。当時のアルゼンチンは移民流入の高揚期にあり、移民労働力によって経済成長が支えられていた。その意味で北米の黄禍論に同調して危機を感じた主力紙が、非白人の流入制限あるいは禁止の必要性を声高に提唱するものの、現実にはアジア系人種と白人との激しい衝突が発生しているわけではなく、世論や政府も具体的な排斥運動、政策を展開するまでには至らなかったのである。

アルゼンチンのアジア系移民排斥論は多分に北米の排日運動からの影響を受け、また背後には拭い去り難い社会的ダーウィニズム、すなわち白人を優等人種とし有色人種を劣等とする思想が感じられる。しかしその主張は社会に大きな影響を及ぼすことなく、またその日本移民排斥の政策提言が採用されることもなかった。ブラジルやペルーで排日運動が激化するなか、アルゼンチンではそうした運動の高揚がみられず、1930年代初めには『プレンサ』が報じる日本移民論に一定の変化が見受けられる。こうした背景には、同国への日本移民が、ブラジルやペルーのように契約移民として集団移住したのではなく、自由渡航者として個別移住の形で渡航し、しかも移住者の数が未だ少数であったという事実が存在していた。それに加えてまた日本移民は日本人排斥の動きを危惧し、アルゼンチン社会に受け入れられるよう心掛けたことにも言及しておかなければならない。そしてこうした要因が日本移民のアルゼンチン社会への同化を助ける要因になったと考えられるのであるが、これらの点に関する詳細な分析は、今後の研究課題としたい。

注

- (1) 『イベロアメリカ研究』第XX巻、第2号、1998年度後期、上智大学イベロアメリカ研究所。
- (2) 『ラテン・アメリカ論集』NO. 33、1999年、ラテン・アメリカ政経学会。
- (3) 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査 1』、高麗書林、1985年、176頁。
- (4) 入江寅次『邦人海外発展史上巻』、海外邦人史料会、昭和11年、312頁。
- (5) 同前書、312 313頁。
- (6) 同前書、313頁。

- (7) アルゼンチンへの日本移民史とその就業状況については、賀集九平『アルゼンチン同胞五十年史』、誠文堂新光社、1956年、拙稿「アルゼンチンへの日本移民史 - 日系現地企業の創業者たち - 」上智大学外国語学部紀要第24号、1989年所収、同「アルゼンチンへの日本人移民史 - 農牧業経営の先駆者たち - 」、水野一編『日本とラテンアメリカの関係 - 日本の国際化におけるラテンアメリカ - 』上智大学イペロアメリカ研究所、1990年所収などを参照のこと。
- (8) Alberdi, J. B., *Bases y puntos de partida para la organización política de la República Argentina*, Plus Ultra, Buenos Aires, 1980, p. 9.
- (9) Alberdi, J. B., *Obras selectas*, La Facultad, Buenos Aires, 1920, Tomo 15, *Estudios económicos*, pp. 420-421.
- (10) アルベルディの移民に関する思想と政策論については、拙著『アルゼンチン鉄道史研究 - 鉄道と農牧産品輸出経済』、アジア経済研究所、1985年所収の第1章「自由主義的経済政策論の形成」を参照のこと。
- (11) Clementi, Hebe, *La abolición de la esclavitud en América Latina*, Pleyade, Buenos Aires, 1974, pp. 53-54.
- (12) La Ley, *Anales de Legislación argentina 1852-1880*, La Ley, Buenos Aires, 1954, p. 12, 服部豊三郎『アルゼンチン政治経済進展の歴史 1492-1985』、ブエノスアイレス、1986年、237頁。
- (13) *Ibid.*, p. 57., 服部豊三郎、同前。
- (14) La Ley, *op.cit.*, p. 9, 服部豊三郎、同前書、235頁。
- (15) La Ley, *op.cit.*, p. 14, 服部豊三郎、同前書、239頁。
- (16) La Ley, *op.cit.*, P. 1130.
- (17) 独立後半世紀余りを経た1860年代から70年代にかけて、ラテンアメリカではチリとボリビア、ペルーの間で戦われた太平洋戦争、パラグアイとその近隣諸国との間で戦闘が展開されたパラグアイ戦争のように、国境確定のための戦争が繰り広げられ、パラグアイ戦争は1864年から70年までパラグアイとブラジル、アルゼンチン、ウルグアイから成る三国同盟の間で戦われた。この戦争に敗北したパラグアイは成人男子の大半を戦死によって失ったが、アルゼンチンも多くの犠牲者を出し、ホセ・C・パスは傷病兵救護協会を設立して傷病兵の救済に尽した。そして救護活動資金づくりの方策としてアルゼンチン傷病兵新

聞を発行し、それが『ブレンサ』の前身となったのである。

- (18) *Argentina: Publicación ilustrada con informaciones generales edición 1929 - 30*, Sociedad de Publicidad Sud-Americana, Monte Domeq, Buenos Aires, 1930, p. 99.
- (19) *Ibid.*, p. 116.
- (20) 三紙について詳しくは、拙稿前掲「アルゼンチンにおける日本認識 - 日亜修好条約締結当時のアルゼンチン主要紙にみる - 」、 「アルゼンチンの主要紙にみる日露戦争当時の日本報道」を参照のこと。
- (21) 外務省領事移住部『わが国民の海外発展 - 移住百年の歩み(資料編)』、168頁。
- (22) *El País*, 22 de enero, 1908.
- (23) *El País*, 19 de septiembre, 1905.
- (24) *La Nación*, 7 de octubre, 1909.
- (25) *La Nación*, 24 de junio, 1912.
- (26) *Ibid.*
- (27) *La Prensa*, 10 de noviembre, 1913.
- (28) 外務省領事移住部、前掲書、168頁。
- (29) *La Prensa*, 12 de mayo, 1931.